

介護予防支援事業の 指定等に関する説明会



本説明会は、令和6年3月14日時点において公表されている法改正案に関する取扱いであり、今後厚生労働省Q&A等の発出により、取扱いが変更されることがありますので、ご了承ください。

大阪狭山市介護予防支援事業の指定等に関する説明会

次 第

1. 既に居宅介護支援の指定を有する事業所における介護予防支援の指定申請手続きについて

- (1) 申請先・申請方法（南河内広域事務室）について
- (2) 指定申請手数料について
- (3) 指定有効期間について
- (4) 介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの違いについて

2. 介護予防支援の指定を受け事業を実施する際の留意点について

- (1) 介護予防ケアマネジメントへの移行を見据えた契約（契約書・利用者との合意形成）について
- (2) 事業所番号・地域単価について
- (3) 居宅の届出（届出時期・様式（新設））について
- (4) 介護報酬請求におけるサービスコードについて
- (5) 市の事業（自立支援型地域ケア会議・アセスメント訪問・通所型サービスC事業）への協力について

3. 事務連絡

- (1) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント委託実施に係る委託料について
- (2) 総合事業給付サービス（A2～A6及びAF）の単価設定・HP（サービスコード表・マスタインターフェース）公開について
- (3) 令和6年4月1日付け、市役所機構改革に伴う名称変更について
- (4) その他

大阪狭山市介護予防支援事業の指定等に関する説明会

1. 既に居宅介護支援の指定を有する事業所における介護予防支援の指定申請手続きについて

(1) 申請先・申請方法（南河内広域事務室）について

介護予防支援事業の指定申請先は、南河内広域事務室広域福祉課となります。
申請方法・必要書類は、南河内広域事務室ホームページ（<http://www.kouiki321.jp/>）をご確認ください。

南河内広域事務室

ホーム 広域まちづくり課の業務 広域福祉課の業務 公害規制業務について 申請・届出手続きについて 広域事務室へのアクセス

富田林市・河内長野市・大阪狭山市
太子町・河南町・千早赤阪村

New 新型コロナウイルス感染症関係情報のページ(介護/障がい)
厚生労働省及び大阪府より「新型コロナウイルス感染症」に関する情報等を掲載していますので、ご覧ください。(最新更新日：R6.03.14)

公害規制業務については3市2町1村で共同処理するために河内長野市を分担市として専門職員を配置しています。

公害規制業務について

大阪狭山市介護予防支援事業の指定等に関する説明会

1. 既に居宅介護支援の指定を有する事業所における介護予防支援の指定申請手続きについて

(1) 申請先・申請方法（南河内広域事務室）について

介護予防支援事業の指定申請先は、南河内広域事務室広域福祉課となります。
申請方法・必要書類は、南河内広域事務室ホームページ（<http://www.kouiki321.jp/>）をご確認ください。

[HOME](#) » [申請・届出手続きについて](#) » 広域福祉に関する申請・届出手続きについて

広域福祉に関する 申請・届出手続きについて

目次

「精神障がい者保健福祉手帳」の交付

- ・ [申請・届出](#)

障がい福祉

- ・ [【新規】](#) 田
- ・ [【変更・廃止・休止等】](#) 田
- ・ [【福祉・介護職員処遇改善加算等届】](#)
- ・ [【更新】](#)
- ・ [New 【サービス管理責任者等【実践】研修の受講要件に特例が認められる場合】](#)
- ・ [【モデル様式ライブラリー】](#)

介護保険

- ・ [【新規指定申請】](#) 居宅サービス事業所等 田
- ・ [【新規指定申請】](#) 地域密着型サービス事業所 田
- ・ [【新規指定申請】](#) 共生型サービス
- ・ [【変更届】](#) （加算・規模以外） 田
- ・ [New 【加算・規模に関する届出】](#) 田
- ・ [【更新】](#) 田
- ・ [【廃止・休止・再開届】](#)

大阪狭山市介護予防支援事業の指定等に関する説明会

1. 既に居宅介護支援の指定を有する事業所における介護予防支援の指定申請手続きについて

(1) 申請先・申請方法（南河内広域事務室）について

介護予防支援事業の指定申請先は、南河内広域事務室広域福祉課となります。
申請方法・必要書類は、南河内広域事務室ホームページ（<http://www.kouiki321.jp/>）をご確認ください。

広域福祉に関する 申請・届出手続きについて

【新規指定申請及び事前協議について】 ※当該申請等につきましては、事前に予約のうえご来庁願います。

[新規指定申請について \(word\)](#)

…富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町または千早赤阪村において指定居宅（介護予防）サービス事業所等の新規立ち上げをお考えの方は、あらかじめ必ずこちらをご確認願います。

～～

必要書類および参考様式

・・・該当する事業（サービス）をクリックしてください。指定申請（または事前協議）必要書類のページへ移動します。・・・

～～

・>> [居宅介護支援 \(ケアプランセンター\)](#)

・>> [介護予防支援](#)

大阪狭山市介護予防支援事業の指定等に関する説明会

1. 既に居宅介護支援の指定を有する事業所における介護予防支援の指定申請手続きについて

(1) 申請先・申請方法（南河内広域事務室）について

介護予防支援事業の指定申請先は、南河内広域事務室広域福祉課となります。
申請方法・必要書類は、南河内広域事務室ホームページ（<http://www.kouiki321.jp/>）をご確認ください。

» 令和6年4月1日からの介護予防支援の指定について

介護保険法の改正により、居宅介護支援事業者においても介護予防支援事業者の指定を受けて介護予防支援を実施することが可能となります。また指定の効力の範囲について、指定居宅介護支援事業所である指定介護予防支援事業所が担当する要支援者については、その指定を受けた市町村の要支援者のみを担当することができます（例えば、富田林市からのみ指定を受けている指定介護予防支援事業所は、河内長野市の要支援者を担当することができません。河内長野市からの指定を受ける必要があります）。

居宅介護支援事業（要介護1～5認定者を対象）については、大阪狭山市長からの指定があれば他市町村の被保険者も受け持つことができました。

介護予防支援事業（要支援1・2認定者を対象）については、他市町村の被保険者を受け持つ場合は、当該市町村長からの指定が必要となります。

南河内広域事務室管内（大阪狭山市・富田林市・河内長野市・太子町・河南町・千早赤阪村）については、提出先・提出書類は南河内広域事務室ホームページ記載のとおりですが、管外市町村については当該市町村にお問い合わせいただく必要があります。

大阪狭山市介護予防支援事業の指定等に関する説明会

1. 既に居宅介護支援の指定を有する事業所における介護予防支援の指定申請手続きについて

(1) 申請先・申請方法（南河内広域事務室）について

介護予防支援事業の指定申請先は、南河内広域事務室広域福祉課となります。
申請方法・必要書類は、南河内広域事務室ホームページ（<http://www.kouiki321.jp/>）をご確認ください。

» 介護予防支援指定事前確認申請書について

介護予防支援事業所の指定は、介護保険法第115条の22第4項に「あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」とあり、指定を申請する市町村ごとに承認が必要となります。そのため介護保険担当課に下記の「介護予防支援指定事前確認申請書」を提出して、当該サービスについて新規指定申請を行うことの承認を得てください。

ただし、申請時期によっては申請先市町村の「意見を反映させるために必要な措置」（委員会の意見聴取等）に数か月を要する場合がありますので、事業の開始にあたってはその点にご留意ください。

本申請（南河内広域事務室への必要書類一式の提出）の前に、大阪狭山市健康福祉部高齢介護グループ宛てに「介護予防支援指定事前確認申請書」をご提出いただく必要があります。

本市では、ご提出いただいた「介護予防支援指定事前確認申請書」の写しを市役所窓口に紙媒体で設置することで関係者の意見を聴取する取扱いとしています。

「介護予防支援指定事前確認申請書」の写しは7日程度設置します。

本市以外の取扱いについては、各市町村にお問い合わせください。

大阪狭山市介護予防支援事業の指定等に関する説明会

1. 既に居宅介護支援の指定を有する事業所における介護予防支援の指定申請手続きについて

(1) 申請先・申請方法（南河内広域事務室）について

申請の流れ（まとめ）

大阪狭山市健康福祉部高齢介護グループに「介護予防支援指定事前確認申請書」を提出



<提出後、約5営業日後に>

受理（確認）印を押印し、意見聴取予定日（窓口設置終了日）を記載した「介護予防支援指定事前確認申請書（原本）」を郵送にて返却



<事業開始の前々月末までに>

返却された「介護予防支援指定事前確認申請書（原本）」を指定申請書類一式に添え、南河内広域事務室広域福祉課に提出（来庁予約が必要です）



<事業開始の前月10日までに>

指定申請書類の補正が完了した後、大阪狭山市からの指定通知書を発行



事業開始

※今後取扱いを変更する可能性があります

大阪狭山市介護予防支援事業の指定等に関する説明会

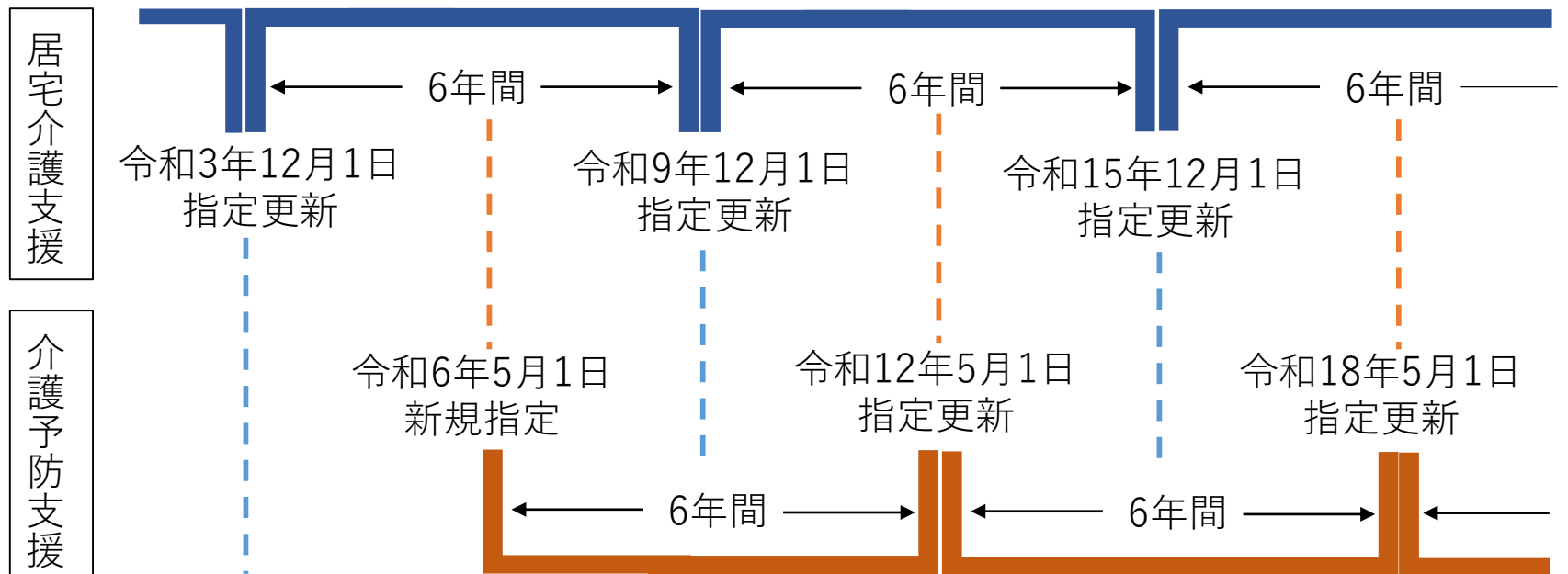
1. 既に居宅介護支援の指定を有する事業所における介護予防支援の指定申請手続きについて

(2) 指定申請手数料について

(3) 指定有効期間について

新規指定申請手数料	1事業所あたり30,000円	ただし、新規指定申請（指定更新）手数料は南河内広域管内の複数の市町村の指定を申請する場合は、事業所所在地市町村に対してのみ必要となります。
指定更新手数料	1事業所あたり10,000円	
	（指定の申請を一体的に行う場合も同額）	
指定有効期間	6年間（ただし、更新時に一体的に実施する事業との指定有効期間を合わせることができる）	

〈居宅介護支援と介護予防支援の指定有効期間の関連性について〉



※手数料条例改正を前提とし、今後取扱いが変更される可能性があります

大阪狭山市介護予防支援事業の指定等に関する説明会

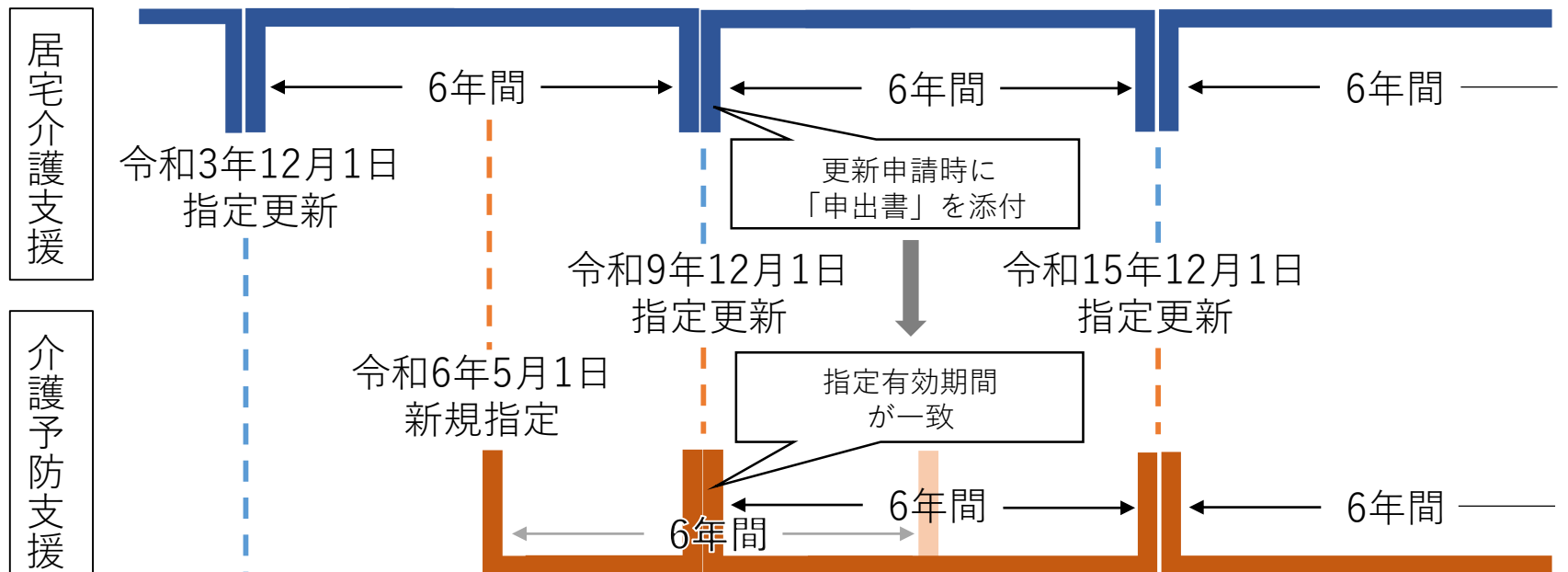
1. 既に居宅介護支援の指定を有する事業所における介護予防支援の指定申請手続きについて

(2) 指定申請手数料について

(3) 指定有効期間について

新規指定申請手数料	1事業所あたり30,000円	ただし、新規指定申請（指定更新）手数料は南河内広域管内の複数の市町村の指定を申請する場合は、事業所所在地市町村に対してのみ必要となります。
指定更新手数料	1事業所あたり10,000円 （指定の申請を一体的に行う場合も同額）	
指定有効期間	6年間（ただし、更新時に一体的に実施する事業との指定有効期間を合わせることができる）	

〈居宅介護支援と介護予防支援の指定有効期間の関連性について〉



※手数料条例改正を前提とし、今後取扱いが変更される可能性があります

大阪狭山市介護予防支援事業の指定等に関する説明会

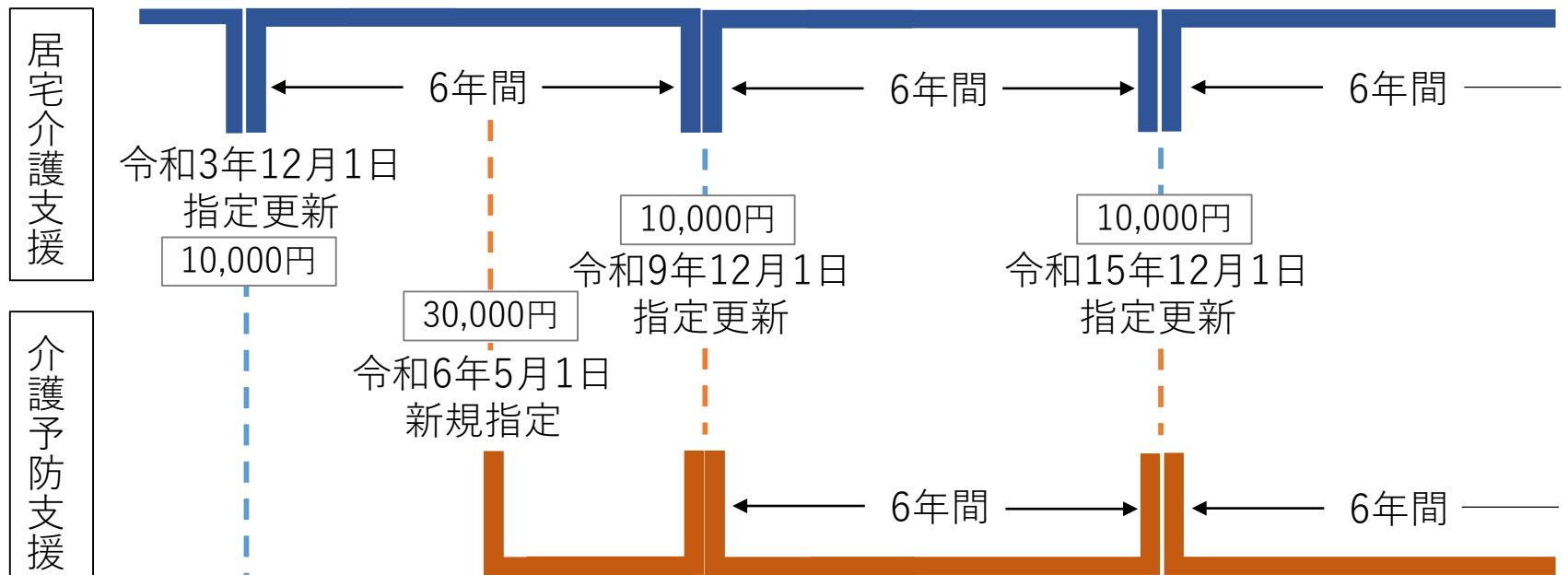
1. 既に居宅介護支援の指定を有する事業所における介護予防支援の指定申請手続きについて

(2) 指定申請手数料について

(3) 指定有効期間について

新規指定申請手数料	1事業所あたり30,000円	〔ただし、新規指定申請（指定更新）手数料は南河内広域管内の複数の市町村の指定を申請する場合は、事業所所在地市町村に対してのみ必要となります。〕
指定更新手数料	1事業所あたり10,000円 （指定の申請を一体的に行う場合も同額）	
指定有効期間	6年間（ただし、更新時に一体的に実施する事業との指定有効期間を合わせることができる）	

〈居宅介護支援と介護予防支援の指定有効期間の関連性について〉



※手数料条例改正を前提とし、今後取扱いが変更になる可能性があります

大阪狭山市介護予防支援事業の指定等に関する説明会

1. 既に居宅介護支援の指定を有する事業所における介護予防支援の指定申請手続きについて

(4) 介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの違いについて

令和6年度法改正により居宅介護支援事業所が指定を受け実施することができるようになるのは、「**介護予防支援**」です。

介護予防ケアマネジメントは従来どおり地域包括支援センターからの委託による実施となります。

	介護予防支援 (サービスコード46)	介護予防ケアマネジメント (サービスコードAF)
対象者	要支援1・要支援2	要支援1・要支援2 事業対象者
利用するサービス	・ 予防給付のみ ・ 予防給付+介護予防・日常生活 支援総合事業	介護予防・日常生活支援総合事業 のみ
実施形態	・ 地域包括支援センターからの 委託実施 ・ <u>指定を受け直接実施</u>	地域包括支援センターからの 委託実施

認定区分（要支援認定者・事業対象者）で判断するのではなく、利用するサービスによって区別されます。

大阪狭山市介護予防支援事業の指定等に関する説明会

1. 既に居宅介護支援の指定を有する事業所における介護予防支援の指定申請手続きについて

(4) 介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの違いについて

現時点での見解（厚生労働省確認済）では、計画（プラン内容）ではなく、利用月の実績により、「介護予防支援」か「介護予防ケアマネジメント」かを区別します。

令和6年4月より介護予防訪問介護相当サービス（総合事業）・福祉用具貸与（予防給付）を利用開始したが、5月は福祉用具貸与は利用終了し、介護予防訪問介護相当サービスのみを利用した。その後、6月から福祉用具貸与を利用再開し、介護予防訪問介護相当サービスも引き続き利用することとなった。



5月については総合事業サービスのみ利用しているので、「介護予防ケアマネジメント」を実施することとなります。

この場合は、地域包括支援センターが直接担当するか、地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所が居宅要支援者の担当となり、給付管理は地域包括支援センターが行うこととなります。

	4月	5月	6月
利用するサービス	介護予防訪問介護相当サービス 福祉用具貸与	介護予防訪問介護相当サービス	介護予防訪問介護相当サービス 福祉用具貸与
事業種別	介護予防支援	介護予防 ケアマネジメント	介護予防支援
居宅の届出を行う事業所	介護予防支援事業所 (直接・委託)	・地域包括支援センター ・委託を受けた居宅介護支援事業所	介護予防支援事業所 (直接・委託)

大阪狭山市介護予防支援事業の指定等に関する説明会

2. 介護予防支援の指定を受け事業を実施する際の留意点について

- (1) 介護予防ケアマネジメントへの移行を見据えた契約（契約書・利用者との合意形成）について
- (2) 事業所番号・地域単価について

令和6年度法改正により居宅介護支援事業所が指定を受け実施することができるようになるのは、「**介護予防支援**」です。

介護予防ケアマネジメントは従来どおり地域包括支援センターからの委託による実施となります。

居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けた場合であっても、全てのケースを直接実施に移行しなければならないということではありません。

引き続き、地域包括支援センターからの委託による実施を選択することも可能です。

利用者（家族等を含む）・地域包括支援センター担当者等と調整の上、移行の適否や移行時期の検討を行い、適切な契約手続きや居宅の届出をお願いします。

ただし、介護予防支援の指定を受けた場合、正当な理由なく要支援者の受け入れを拒否できなくなりますのでご注意ください（提供拒否の禁止）。

事業所番号	南河内広域事務室担当者より厚生労働省へ問い合わせ中		
地域単価	6級地（変更なし）		
	居宅介護支援・介護予防支援	⇒	10.42円／単位
	訪問介護	⇒	10.42円／単位
	通所介護	⇒	10.27円／単位

大阪狭山市介護予防支援事業の指定等に関する説明会

2. 介護予防支援の指定を受け事業を実施する際の留意点について

(3) 居宅の届出（届出時期・様式（新設））について

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書	
区分 新規・変更	
被保険者氏名	被保険者番号
フリガナ	
	個人番号
	生年月日
	年 月 日
介護予防サービス計画作成を依頼（変更）する介護予防支援事業者 介護予防ケアマネジメントを依頼（変更）する地域包括支援センター	
介護予防支援事業所名 地域包括支援センター名	介護予防支援事業所の所在地 〒 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
介護予防支援事業所（地域包括支援センター）番号	電話番号
介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメントを依頼する居宅介護支援事業者 （居宅介護支援事業者が介護予防ケアマネジメントを依頼する場合のみ記入してください）	
居宅介護支援事業所名	居宅介護支援事業所の所在地
居宅介護支援事業所番号	電話番号
介護予防サービス事業所・地域包括支援センターを変更する場合の事由等	
事業所を変更する場合のみ記入して	
届出・変更年月日	年 月 日
大阪狭山市長 様 上記の介護予防支援事業者に介護予防サービス計画作成又は地域包括支援センターに介護予防ケアマネジメントを依頼することを届け出します。また、介護予防サービス計画作成を依頼（変更）する介護予防支援事業者が介護予防支援の提供にあたり、被保険者の状況を把握する必要がある時は、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書を当該介護予防支援事業者に必要な範囲で提示することに同意します。	
被保険者 住所	電話番号
氏名	
保険者資格欄	☐ 被保険者証への記載 ☐ 入力済（入力日： ）
（添付） 1 この届出書は、介護予防サービス計画作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所等が定まり実施地やが大阪狭山市へ提出してください。 2 介護予防サービス計画作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼する介護予防支援事業所（地域包括支援センター）又は介護予防支援センターは、介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず大阪狭山市へ届け出てください。 届出のない場合、サービスに係る費用を一見、全額負担していただくことがあります。	

令和6年度法改正に伴い、「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」の様式を見直します。

併せて、「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」の様式についても見直します。

正式には、ホームページに掲載するほか、大阪狭山市内の居宅介護支援事業所にはメールにてご連絡する予定です。

※改正案です

大阪狭山市介護予防支援事業の指定等に関する説明会

2. 介護予防支援の指定を受け事業を実施する際の留意点について

- (4) 介護報酬請求におけるサービスコードについて
- (5) 市の事業（自立支援型地域ケア会議・アセスメント訪問・通所型サービスC事業）への協力について

介護予防支援				
II 介護予防支援サービスコード 介護予防支援サービスコード表			※改正前のものです	
サービスコード	サービス内容略称	介護	算定項目	合成 単位数
種類	項目			単位
46	2111	介護予防支援	イ 介護予防支援費 438 単位	438
46	4001	介護予防支援初回加算	ロ 初回加算 300 単位加算	300
46	6132	介護予防支援委託連携加算	ハ 委託連携加算 300 単位加算	300

介護報酬（介護予防支援費）を請求するサービスコードは「**46**」です。

事業所でご使用の介護ソフトをアップデート（請求事務等に対応できるよう改修）する必要がある可能性がありますので、事前にご使用のシステム事業者にお問い合わせください。

介護予防支援の指定を受け直接実施する際であっても、引き続き、市がリハビリテーション専門職の協力のもと実施する「介護予防に資するケアマネジメント支援や介護予防事業（自立支援型地域ケア会議・専門職アセスメント同行訪問・通所型サービスC事業など）」を積極的にご活用ください。

（地域包括支援センター・高齢介護グループからお声がけする場合があります）

大阪狭山市介護予防支援事業の指定等に関する説明会

3. 事務連絡

- (1) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント委託実施に係る委託料について
- (2) 総合事業給付サービス（A2～A6及びAF）の単価設定・HP（サービスコード表・マスタインターフェース）公開について
- (3) 令和6年4月1日付け、市役所機構改革に伴う名称変更について
- (4) その他

< 現行 >
介護予防支援費 438単位



< 改定後 >
介護予防支援費（Ⅰ） 442単位
※地域包括支援センターのみ
介護予防支援費（Ⅱ） 472単位（新設）
※指定居宅介護支援事業者のみ

初回加算（300単位）・委託連携加算（300単位）については変更ありません。

地域包括支援センターからの委託により実施する「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント」の令和6年度法改正以降の委託料については、以下のとおりです。

基本報酬 1月につき4,023円 / 初回加算 2,700円 / 委託連携加算 3,000円
<+8円↑> <変更なし> <変更なし>

（正式には、後日地域包括支援センターを通じ文書にて通知します）

その他

- ・業務継続計画未策定減算（新設・令和7年3月31日まで経過措置あり）
- ・高齢者虐待防止措置未実施減算（新設）

大阪狭山市介護予防支援事業の指定等に関する説明会

3. 事務連絡

- (1) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント委託実施に係る委託料について
- (2) 総合事業給付サービス（A2～A6及びAF）の単価設定・HP（サービスコード表・マスタインターフェース）公開について
- (3) 令和6年4月1日付け、市役所機構改革に伴う名称変更について
- (4) その他

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体 御中
← 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課

介護保険最新情報

今回の内容

介護予防・日常生活支援総合事業のうち第一号事業に係る厚生労働大臣が定める基準案について（周知）
計 138 枚（本紙を除く）

Vol.1210
令和6年3月7日
厚生労働省 老健局
認知症施策・地域介護推進課

【貴関係諸団体に速やかに送信いたしますよう
よろしくお願いいたします。】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3986）
FAX：03-3503-7894

介護保険最新情報vol.1210（令和6年3月7日）

介護予防・日常生活支援総合事業のうち第一号事業に係る厚生労働大臣が定める基準案について

上記通知において、国における総合事業（介護予防訪問介護相当サービス（A2）・介護予防通所介護相当サービス（A6）・介護予防ケアマネジメント（AF））の単価（案）が記載されています。

本市において現行相当サービスについては、国が示す単価（基本・加算減算）に準じ報酬設定を行う予定です。（緩和型サービスは検討中）

厚生労働省からのサービスコード・マスターインターフェース（CSV）仕様等が発出され次第、作成及びホームページ上で公開します。

大阪狭山市介護予防支援事業の指定等に関する説明会

3. 事務連絡

- (1) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント委託実施に係る委託料について
- (2) 総合事業給付サービス（A2～A6及びAF）の単価設定・HP（サービスコード表・マスタインターフェース）公開について
- (3) 令和6年4月1日付け、市役所機構改革に伴う名称変更について
- (4) その他

令和6年4月1日付けで、大阪狭山市の部署名称（グループ名）が変更される予定です。

＜変更前＞		＜変更後＞
健康福祉部 高齢介護グループ		健康福祉部 <u>高齢者福祉グループ</u>

（正式には、「広報おおさかさやま」にてご確認ください。）

各事業所において、重要事項説明書等の修正をお願いします。

本説明会は、令和6年3月14日時点の情報において構成されています。

今後、国からの正式な通知の発出やQ&A等、最新情報に注視をお願いします。

ありがとうございました。